集団的自衛権の行使容認の「解釈変更」に反対する声明

５月15日、安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が、集団的自衛権の行使容認などを求める報告書を提出したことを受け、安倍首相は同日夕方に記者会見を開き、集団的自衛権行使の容認は「日本人の命を守るため」と繰り返し、「解釈の変更」に向け、与党協議などの政治プロセスに入ることを表明した。

日本国憲法は先の大戦の深い反省から生まれたものであり、世界に冠たる平和憲法である。その平和憲法を破壊し、日本を「戦争ができる国」へと大転換を意図する「集団的自衛権」の行使容認に対して、ＪＲ総連は断固反対する。憲法第９条がある限り、集団的自衛権の行使は許されない。

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の設置には法的根拠は全くない。しかも委員14人の全員が安倍首相と考え方が同じであり、集団的自衛権行使容認派である。正当性なき、私的機関の報告書を「錦の御旗」に集団的自衛権の行使容認に踏み切ることなど断じて許されるものではない。

これまでの歴代内閣は、集団的自衛権の行使については、憲法第９条に基づき「行使は出来ない」との立場を堅持しており、集団的自衛権行使を認めるには憲法改正が必要であることは明白である。
憲法の改正手続きによって国民に問うべき平和主義の大転換を、与党協議、閣議決定で「解釈を変更」してしまうことは、憲法が権力者を縛るという立憲主義を否定する暴挙に他ならない。

安倍政権は、昨年秋の臨時国会で日本版ＮＳＣとも言われる「国家安全保障会議」を設立させ、特定秘密保護法を強行に成立させた。今年に入り、海外への武器輸出を禁じる武器輸出三原則を見直し、「防衛装備移転三原則」を閣議で決定した。
安倍政権が掲げる「戦後レジームからの脱却」「積極的平和主義」の中身は、まさしく「戦争ができる国」へと突き進むものなのでである。

今国民が政治に求めていることは、東日本大震災の復旧・復興や経済政策であり、深刻化する貧困・格差問題、少子高齢化問題、そして真に安全で安心して生きられる平和な社会の構築であり、安倍首相が標榜する「戦争ができる国」づくりでは決してない。

私たちＪＲ総連は、「戦争の出来る国」づくりに反対するすべての人々と連帯を強化し、組織内議員であるたしろかおる参議院議員と共に、真の平和を守り抜くために最後まで闘い抜くものである。

2014年５月16日

全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）